

郡上八幡観光協会ホームページへの広告掲載について

郡上八幡観光協会では、平成26年7月から「郡上八幡観光協会ホームページ」に、地域経済の活性化、自主財源の確保を図ることを目的に有料広告の掲載を希望する事業主を募集しています。広告掲載の申込みやお問い合わせは、下記の掲載基準をご一読いただいた上で郡上八幡観光協会までご連絡ください。

1、郡上八幡観光協会ホームページへの広告掲載基準について次のように定めるものとします。

(規制業種又は事業者)

2 次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載いたしかねます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこの販売の業種
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 個人の秘密を調査する業種
- (7) 社会問題を起こしている業種及びその事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更生手続中の事業者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

3

広告内容が次のいずれかに該当する広告については、掲載をお断りいたします。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品など不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公職の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者をおそれたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤認を招くような表現。例「世界一安い」「一番おいしい」

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 投機性のある商品、サービス

オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品

カ国家資格等に基づかない者が行う療法等
キ責任の所在が明確でないもの

(11)

青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの

ア水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連するなど、表示する必然性があるときはその都度適否を検討する。

イ暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ残酷な描写など善良な風俗に反するような表現

エ暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの

オギャンブル等を肯定するもの

カ青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(禁止表現)

4次に掲げる表現を含んだ広告は、閲覧者の意思に反した動きや、誤解を与えるおそれがあるため使用できません。

(1)アラートマーク

(2)いいえ、キャンセル、閉じるなどのボタン

(3)ラジオボタン

(4)テキストボタン

(5)プルダウンメニュー

(6)チェックボックス

(G I Fアニメーション)

5 G I Fアニメーションや点滅を伴うものはページのデザインを損なうおそれがありますので使用をお断りいたします。

(静止画)

6 広告デザインは静止画とし、文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮をおねがいたします。

(サイズ)

縦170ピクセル×横170ピクセル、容量100KB以下

(解像度)

また文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

附則

この告示は、平成26年7月26日から施行いたします。

広告掲載のお申し込みは、

郡上八幡観光協会

0575-67-0002

gujoodri@rd.mmtr.or.jp